

昭和八年司法省令第三十三号

自動車交通事業財団抵当登記取扱手續
自動車交通事業財団抵当登記取扱手續左ノ通
定ム

第一条 自動車交通事業法ニ依ル自動車交通事業
財団ノ登記ニ付テハ本令ニ別段ノ規定アル場合
ヲ除クノ外不動産登記法施行細則ニ従フ

第二条 自動車交通事業財団ノ登記ノ事務ハ商業
登記ヲ取扱フ登記所ニ於テ之ヲ取扱フ但シ東京
法務局並ニ同法務局麹町出張所、芝田出張所、台
東出張所、墨田出張所、品川出張所、渋谷出張
所及淀橋出張所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル会社ノ
所有スル自動車交通事業財団ノ登記ノ事務ハ東
京法務局ニ於テ之ヲ取扱フ

第三条 自動車交通事業財団ノ所有者タル会社ノ
本店方一登記所ノ管轄地ヨリ他ノ登記所ノ管轄
地ニ移転シタル場合又ハ自動車交通事業財団ノ
所有権方一登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル会社
ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル会社ニ
移転シタル場合ニ於テハ其ノ自動車交通事業財
団ノ登記ノ事務ハ第二十四条第一項ノ規定ニ依
ル移送ヲ為スニ至ル迄仍旧本店ノ所在地ノ登記
所ニ於テ之ヲ取扱フ

第四条 自動車交通事業財団登記簿ハ附録様式ニ
依リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ之ヲ調製
スベシ

第五条 登記所ニハ登記簿、共同人名簿、申請書
編綴簿及受附帳ノ外左ノ帳簿ヲ備フベシ
一 共同担保目録綴込帳
二 申請書類綴込帳
三 決定原本綴込帳
四 異議申立書類綴込帳
五 審査請求事件簿
六 本登記済証交付帳
七 通知簿
八 受領証原符元帳
九 還納受領証綴込帳

第六条 登記ノ申請書ニ自動車交通事業法第四十
七条第三項ニ掲グル路線又ハ一般自動車道ノ表
示ヲ為スニハ起点及終点、主タル經過地並ニ延
長ヲ記載シ、事業区間ノ表示ヲ為スニハ区間ノ
両端ノ地及主タル營業地ヲ記載スベシ

第七条 主務官庁ノ免許、許可又ハ認可ヲ要スル
事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ主務官庁ノ
免許書、許可書若ハ認可書又ハ其ノ認証アル謄
本ヲ添付スベシ

第八条 自動車交通事業財団ニ属スベキ自動車ニ
付登記ヲ申請スルニハ申請書ニ登録済ヲ証スル
主務官庁ノ書面ヲ添付スベシ

第九条 登記官吏ハ申請人ヲシテ自動車交通事業
法第四十七条第一項ニ於テ準用スル工場抵当法
第二十三条第二項、第三十四条第二項、第三十
七条第二項、第四十三条、第四十四条第二項及
第四十八条第二項ノ規定ニ依リ通知ヲ為スニ必
要ナル不動産ノ目録ヲ提出セシムルコトヲ得
第十条 自動車交通事業財団目録ノ記載ハ後八条
ノ規定ニ従フベシ

第十一条 土地ニ付テハ郡、市、区、町村、字、
土地ノ番号、地目、面積及用方ヲ記載スベシ
第十二条 建物其ノ他ノ工作物ニ付テハ其ノ種
類、構造、箇數及面積又ハ延長ヲ記載シ且其ノ
所在ノ土地ヲ表示スベシ
第十三条 地上権ニ付テハ第十一条ニ掲グル事項
ノ外設定ノ目的及範圍、存続期間、地代及其ノ
支払時期、設定ノ年月日並ニ所有者ノ氏名又ハ
名称及住所ヲ記載スベシ
第十四条 賃借権ニ付テハ第十一条又ハ第十二条
ニ掲グル事項ノ外存続期間、借賃及其ノ支払時
期、設定ノ年月日、登記其ノ他賃借権ヲ對抗ス
ルコトヲ得ベキ事由、賃借人ノ氏名又ハ名称及
住所並ニ賃借権ノ讓渡若ハ賃借物ノ転貸ヲ許ス
特約アルトキハ其ノ特約ヲ記載スベシ

第十五条 地役権ニ付テハ承役地ノ表示、設定ノ
目的及範圍、設定ノ年月日並ニ所有者ノ氏名又
ハ名称及住所ヲ記載スベシ
第十六条 自動車ニ付テハ其ノ車名、形式、年式
及登録番号ヲ記載シ且各自動車毎ニ附属品ノ品
名及數量ヲ記載スベシ
軽微ナル附属品ノ記載ハ概括シテ之ヲ為スコ
トヲ得

第十七条 器具機械ニ付テハ其ノ種類、構造、箇
數及所在ヲ記載シ若シ製作者ノ氏名又ハ名称、
製造ノ年月、記号、番号其ノ他同種類ノ他ノ物
ト區別スルニ足ルベキ特質アルトキハ其ノ特質
ヲモ記載スベシ
土地又ハ工作物ニ属スル器具機械ニ付テハ其
ノ土地又ハ工作物毎ニ前項ノ記載ヲ為スベシ
前条第二項ノ規定ハ器具機械ノ記載ニ付テハ
準用ス

第十八条 貯蔵物品ニ付テハ常備ノモノノ種類、
數量又ハ箇數及所在ヲ記載スベシ
第十九条 自動車交通事業財団目録ヲ作成スルニ
ハ日本標準規格B列四番ノ強靱ナル用紙ヲ用フ
ベシ
目録ニハ其ノ毎葉ノ綴目ニ契印スベシ但シ申
請人ガ多數ナルトキハ其ノ一人ノ契印ヲ以テ
足ル

第二十条 自動車交通事業財団ノ所有者タル会社
ガ本店方一登記所ノ管轄地ヨリ他ノ登記所ノ管
轄地ニ移シタルトキハ遲滞ナク旧本店ノ所在地
ノ登記所ニ所有権登記名義人ノ表示ノ變更登記
ノ申請ヲ為スベシ
前項ノ申請ヲ為スニハ自動車交通事業財団目
録ノ写ヲ提出スルコトヲ要ス但シ此ノ写ハ現ニ
効力ヲ有スル部分ノミヲ記載シタルモノヲ以テ
足ル

第二十一条 前条第二項ノ規定ハ自動車交通事業
財団ノ所有権方一登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有ス
ル会社ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル
会社ニ移シタル場合ノ所有権移転登記ノ申請
ニ付テハ準用ス

第二十二条 登記官吏ガ登記簿ノ表示欄ニ自動車
交通事業財団ノ表示ヲ為スニハ自動車交通事業
法第四十七条第三項第一号乃至第五号ニ掲グル
事項ヲ記載スベシ
第二十三条 登記官吏ガ登記簿ヲシタルトキハ自
動車交通事業財団目録ニ申請書受附ノ年月日、
受附番号及登記番号ヲ記載スベシ
自動車交通事業法第四十七条第一項ニ於テ準
用スル工場抵当法第三十九条ノ規定ニ依リ提出
シタル目録ニハ申請書受附ノ年月日及受附番号
ヲ記載スルヲ以テ足ル

第二十四条 旧本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ第二
十條第一項ノ變更登記ヲ為シタルトキハ登記官
吏ハ遲滞ナク登記簿(財団目録ヲ含ム)ノ謄本
及附属書類ヲ新本店ノ所在地ノ登記所ニ移送ス
ベシ第二十一条ノ所有権移転ノ登記ヲ為シタル
トキ亦同ジ

第二十五条 新本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ前条
第一項ノ規定ニ依リ移送ヲ受ケタルトキハ登記
官吏ハ移送ヲ受ケタル登記簿ノ謄本ニ依リ登記
ヲ為スベシ
前項ノ登記ヲ為スニハ登記用紙中登記番号欄
ニ其ノ登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナ
ル番号ヲ記載シ其ノ左側ニ前登記ノ登記番号
ヲ、表示番号欄及順位番号欄ニ新ナル番号ヲ記
載シ其ノ左側ニ前登記ノ番号ヲ表示スベシ
表示欄及事項欄ニ為シタル登記ノ末尾ニハ前
登記ノ登記所ノ名称、登記簿ノ謄本ニ依リ登記

ヲ移シタル旨及其ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺
印スベシ
第二十六条 新本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ前条
ノ登記ヲ為シタルトキハ登記官吏ハ旧本店ノ所
在地ノ登記所ニ其ノ旨ヲ通知スベシ
旧本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ前項ノ通知ヲ
受ケタルトキハ登記官吏ハ登記用紙ヲ閉鎖ス
ベシ

第二十七条 第五条第八号ノ通知簿ニハ前条第一
項、第二十八条、不動産登記法施行細則第六十
九条ノ二、自動車交通事業法第四十七条ニ於テ
準用スル工場抵当法第二十三条第二項、第二十
六条、第二十八条第二項、第三十四条第二項、
第三十七条第二項、第四十三条、第四十四条第
二項、第四十八条第二項及不動産登記法第二十
八条ノ三、第六十条ノ二、第六十一条、第六十
三条乃至第六十三条ノ三、第七十五条第一項、
第二百六十六条第二項、第四百九条ノ二第一
項、第五百五十三条第二項ノ通知事項、通知ヲ受
クル者及通知ヲ發スル年月日ヲ記載スベシ

第二十八条 自動車交通事業法第四十六条第三項
第一号ノ通知ニハ左ノ事項ヲ掲グベシ
一 財団ノ表示
二 財団所有者ノ名称及住所
三 登記ノ年月日
四 抵当権者ノ氏名又ハ名称及住所
五 債權額、弁済期及利息
自動車交通事業法第四十六条第三項第二号ノ
通知ニハ前項第一号及第二号ノ事項並ニ閉鎖ノ
事由及其ノ年月日ヲ掲グベシ

第二十九条 登記官吏ガ自動車交通事業法第四十
七条第一項ニ於テ準用スル工場抵当法第二十三
条第二項、第二十八条第二項、第三十四条第二
項、第三十七条第二項、第四十三条、第四十四
条第二項及第四十八条第二項ノ規定ニ依リ通知
ヲ受ケタルトキハ不動産登記受附帳ニ通知事項
ノ要旨、通知ヲ為シタル登記所ノ名称、受附ノ
年月日及受附番号ヲ記載シ通知書ニ受附ノ年月
日及受附番号ヲ記載スベシ此ノ場合ニ於テハ通
知事項ノ要旨ハ登記ノ目的欄ニ、通知ヲ為シタ
ル登記所ノ名称ハ申請人ノ氏名欄ニ之ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

第三十条 自動車交通事業財団目録ハ永久ニ之ヲ
保存スベシ
附則
本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施
行ス

附則（昭和十四年二月二十八日司法省令第六十七号）

本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ存スル用紙ニ限り本令ニ依
 ル改正ニ拘ラズ当分ノ内之ヲ使用スルコトヲ妨
 ゲズ

附則（昭和十五年六月三日司法省令第三十七号）

本令ハ昭和十五年六月十日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前調製シタル謄本抄本交付帳ノ保存
 期間ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

附則（昭和十六年一月二日司法省令第四号）

本令ハ昭和十五年法律第六号施行ノ日ヨリ
 之ヲ施行ス

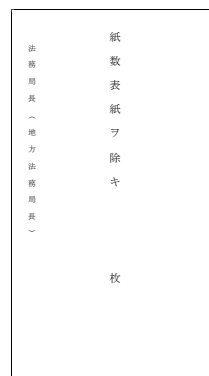
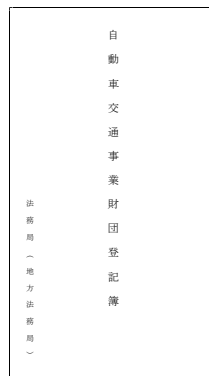
附則（昭和十七年五月一日司法省令第三六号）

本令ハ昭和十七年五月四日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二十四年六月一日法務府令第八号）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り、この府令施行後でも、なお使用することができる。
- 3 従前の規定による抗告書類綴込帳、評価事件簿及び評価書類綴込帳は、この府令施行後でも、なお従前の例により保存しなければならない。
- 4 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和二十四年法律第三十七号）附則第七項の抗告に関する書類は、前項の抗告書類綴込帳に編綴しなければならない。
- 5 従前の規定による帳簿で、この府令の規定により廃止されたものは、法務局又は地方法務局の長の許可を得て廃棄することができる。但し、登記簿は、なお当分の間保存しなければならない。

附録様式



甲 (備有) 区		乙 (示表) 区	
審判号位	事項	審判号位	事項
	審判		審判
	事項		事項
	審判		審判
	事項		事項
	審判		審判
	事項		事項

之	
(種 別) 区	事 項 欄
	事 項 欄
	事 項 欄
	事 項 欄
	事 項 欄